

定期清掃業務仕様書

1 業務の目的

2に掲げる対象施設において、利用者及び職員が清潔で快適に過ごせる環境を維持することを目的とする。

2 対象施設の名称及び所在地

- ① 深沢共愛ホームズ（世田谷区深沢1-32-21）
- ② 等々力共愛ホームズ（世田谷区等々力1-24-11）
- ③ デイ・ホーム上用賀（世田谷区上用賀5-14-1-101）
- ④ デイ・ホーム等々力（世田谷区等々力5-19-11）
- ⑤ デイ・ホーム深沢（世田谷区深沢4-17-1）
- ⑥ デイ・ホーム玉川田園調布（世田谷区玉川田園調布2-16-12）
- ⑦ デイ・ホーム中町（世田谷区中町4-15-21）
- ⑧ グループホーム奥沢・共愛（世田谷区奥沢7-50-13）

3 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 業務内容

対象施設毎の「業務内訳書」に従って実施するものとする。

5 費用負担

- (1) 業務に必要な次の経費については、受注者の負担とする。
 - ① 業務に必要な機械器具及び資材消耗品の経費
 - ② 従業員の制服等に関する経費
- (2) 業務に必要な次の経費については、発注者の負担とする。
 - ① 業務に必要な光熱水費
- (3) 上記にない経費が発生した場合は、その都度、発注者と受注者で協議して決めること

6 提出書類

業務完了ごと若しくは毎月末に報告書を提出すること。

7 遵守事項

- (1) 業務の実施日時については、各施設の担当者と協議の上決定すること。また、受注者は各施設の事業内容を鑑み、可能な限り業務に支障のない日時で行うよう努めること。
- (2) 業務実施に当たっては、各施設の業務に支障のないように十分に留意することとし、事故等が生じないように十分に安全対策を講じること。また、業務実施中は、塵埃を飛散させないよう十分に注意し、利用者及び職員に迷惑がかからないよう作業を行うこと。
- (3) 作業員は、受注者指定のユニフォーム等を着用し名札を付けて業務を行うこと。
- (4) 業務に使用する機械機器及びワックス等の諸材料は、適正良質のものを使用すること。
- (5) 業務実施中に建物、機械器具、什器備品類等に異常を認めたとき、又は建物内において遺失物を発見したときは、速やかに当該事業所の管理者に報告すること。

8 その他

- (1) 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 清掃業務実施上、本仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の間で協議するものとする。
- (3) 受注者は、本業務が終了したときは、業務関係書類、提出資料以外に作業過程で作成した資料、電子媒体類に保存されている情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により消去又は廃棄しなければならない。
- (4) 受注者は、発注者から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。

9 個人情報の管理

個人情報取り扱いについては、「個人情報を取り扱う請負業者の特記事項」のとおりとする。

個人情報を取り扱う請負業者の特記事項

(秘密保持義務)

1. 契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、予め再委託する業者名、再委託の内容を施設に通知し承諾を得なければならない。また、再委託者にもこの契約を遵守させるとともに、再委託者へ申し送る個人情報を含む情報の内容は、事前に施設に通知し承諾を得なければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 個人情報を施設の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 契約を終了したとき、または、施設が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに施設に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 個人情報の全部または一部を施設の許可なく複写、複製してはならない。ただし、施設の許可を受けて複写、複製したときは、使用後それらのものは焼却または裁断機により、利用できないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 個人情報の授受及び保管管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(調査)

7. 施設は、個人情報の管理状況について隨時調査をし、管理者に対して必要な報告を求め、指示を与えることができる。

(事故の報告)

8. 事故が発生したときは直ちに施設に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって施設に報告し、指示に従わなければならない。

以 上